

# 令和3年度 指定管理業務 実績評価シート

作成年月日 令和4年6月22日

部課名 観光部観光課

施設名	岩木山桜林公園
施設の設置目的	憩いと安らぎ、また野外活動の場を提供し、青少年の健全な心身の育成及び地域住民の福祉向上を図るため設置。
所在地	弘前市大字百沢字東岩木山3168番地
指定管理者名	一般財団法人 岩木振興公社
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日
<b>1 事業計画の実施状況</b> ・清掃、保守点検、修繕等の維持管理業務により、貸別荘の機能保全とサービス向上に努めた。 一部の棟で修理不能となった冷房器具を更新したほか、洋室の寝具を一部更新した。 ・桜林公園自体の環境維持に努めつつ、いわき荘から桜林公園に至る沿道とスキー場に至る沿道の環境整備についても実施。	
<b>2 自主事業の実施状況</b> ・桜樹勢回復の為、青森県樹木医会に桜の保全管理を依頼し、保全業務を実施している。	
<b>3 市民サービス向上のための取組状況</b> ・安全・衛生面に留意し、公園内及び沿道沿いの枝折れ回収、草刈り、ごみ拾いを実施している。 ・冬季は除雪を随時実施している。 ・ペット同伴プランを2棟で継続して実施している。 ・移動手段の無い貸別荘利用者には、JR弘前駅間若しくはいわき荘間でバス送迎を実施し、移動の便宜を図ったほか、いわき荘での入浴料優待券を発行し、サービス向上に努めている。	
<b>4 市民ニーズの把握の実施状況</b> ・対面聞き取り方式でアンケート調査を行い、回答を得た17件を基に、今後の対応を検討している。	
<b>5 施設の利用状況(利用者数、稼働率など)</b> ・グリーンシーズンに71日間休業、冬季規模縮小したこともあり、貸出棟数は506棟、利用人数2,727人となった。	
<b>6 指定管理業務の収支状況</b> ・施設の休業による減収、修繕費等の要因で1,606千円の赤字を計上。	

## 7 実地調査の結果

- ・施設の管理・運営は適正に実施されている。
- ・引き続き、必要な情報を共有し、事故や問題の未然防止及び適正な管理・運営に努めるよう指示した。

## 8 成果指標の達成度

〇ビューロッジ四季彩 実績2,727人÷目標3,685人＝達成度74.0%

## 9 評価

### (1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	利用者送迎、温泉入浴優待等によりサービス向上に努めました。	抜本的な運営のみ直し
施設の管理	B	貸別荘修繕及び付帯設備の更新など維持管理を適正に実施しました。	貸別荘の改修とバーベキュー施設などの整備。
経理の状況	B	概ね適正に処理されている	部門別収支状況の把握
団体の財務状況	C	財務の改善が必要	公益目的支出計画の見直し

### (2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数は減少したが、計画に基づく事業の実施、サービス水準を維持しながら職員の適切な配置や経費節減に努めているなど、概ね適切に運営されている。	利用者へのサービス向上、魅力的な自主事業の実施など、引き続き利用者の増加に努めていただく。
施設の管理	A	感染予防策については適切に実施されている。また、施設の不具合や利用者の要望、桜の管理等に対する対応が積極的かつ速やかに行われており、適切に管理されている。	引き続き、計画的な施設の修繕や備品等の更新などについて、担当課と協議しながら、円滑に進めていただく。
経理の状況	B	帳票等の整備、保管状況に問題はなく、収支状況は赤字であるが、経費節減に努めた運営を行っている。	新型コロナウイルス感染症の影響に対して対策を講じながら、適正な収支状況となるよう努めていただく。
団体の財務状況	B	市の複数施設の指定管理者となっており、問題はないと思われる。	引き続き、安定した施設の運営に努めていただく。

**【評価の視点】**

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

**【評価の基準】**

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する